

サステナブル投資の見通し

サステナブル投資

Andrew Lee, CIO Head Sustainable & Impact Investing;; Stephanie Choi, CIO Sustainable Investing Analyst;; Amanda Gu, Sustainable Investing Analyst;; Michelle Laliberte, CFA, Thematic Investing Strategist;; Amantia Muhedini, Sustainable & Impact Investing Strategist, CIO Americas, Antonia Sariyska, CIO Sustainable Investing Analyst ; Sebastian van Winkel, Sustainable Investing Analyst,

- 2023年は乱高下の激しい市場だったが、サステナブル投資に対する投資家の関心は総じて安定していた。パフォーマンスはまちまちだった。多くの ESG リーダーズ指数はベンチマークをアウトパフォーマンスしたが、現実世界で脱炭素化が進んでいるにもかかわらず、多くのテーマ関連株が苦戦した。
- 2024年は、投資家の関心がエネルギー転換以外の分野にも広がり、成果の測定も一層重視されるだろう。また、サステナビリティとそれが投資判断や運用成果の向上にどうつながるかについても理解が進むとみている。
- 米国や欧州連合(EU)での選挙や金利環境がサステナブル投資に影響を与えるだろう。経済面ではソフトランディングと米連邦準備理事会(FRB)の利下げを予想しており、それがサステナビリティ関連分野への事業投資に対する信頼度を高めるだろう。
- 2024年に投資家が注目すべきアイデアを3つ紹介する。
 - ❖ 産業の転換: 再生可能エネルギーの発電容量の増加に伴い、エネルギー産業以外の経済分野に焦点が移り、「エネルギー効率化」、「オートメーションとロボット」、「サーキュラー・エコノミー」といった分野に新たな投資機会が生み出される可能性がある。
 - ❖ 水、食料、農業: 投資先として自然界への注目が高まる可能性があり、「水資源不足」や「食料と農業の未来」が重要な分野になるだろう。
 - ❖ 持続可能なインフラストラクチャー: G20 諸国は、2040年にかけて 15 兆米ドルのインフラ需給ギャップが発生すると予想している。我々は、新興国と先進国の双方に投資機会が生まれるとみている。



出所: Getty

2024年の見通し: 手がかりとなる6つの質問

1. ESGへの逆風、資金流出入、投資家センチメント: 次はどうか?

2023年前半は、米国を中心に「反ESG」が話題となった。米国は、明確にESGを支持する法律制定を目指す州と、州の年金基金運用者に対してサステナブル投資を禁じる規則を推進する州に分断されているといえるだろう。2023年下期は、サステナブル投資、特に「ESG」投資を巡る議論がやや下火となったが、2024年には再燃するとみている。

だが、米国投資市場全体ではサステナブル投資の浸透率がまだまだ低いことを踏まえると、こうした反ESGの動きが短期的にサステナブル投資拡大の大きな制約になるとは考えていない。確かに、こうしたESG投資を巡る議論が、投資マネージャーを委縮させ、「ESG」を名称に冠した投資商品は減る可能性がある。だが、サステナビリティ重視の戦略を改めて打ち出すことで、サステナビリティがいかにパフォーマンス期待を高めるかという点を明確に押し出すことができるだろう。

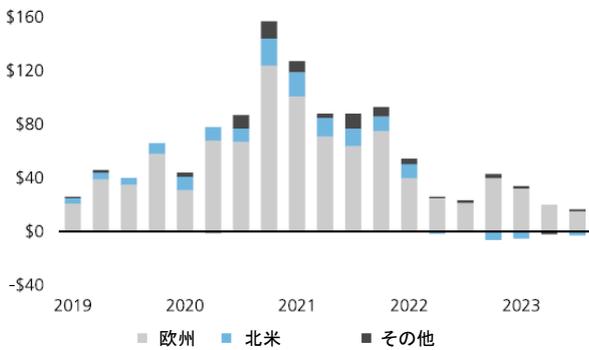
サステナブル投資

一方、米国以外では、サステナブルファイナンス関連の規制や、ロシア産化石燃料依存からの脱却を図る「リパワーEU」のような主要なグリーン投資計画についての詳細が相次いで公表されるなど、規制当局がサステナブル投資を推し進めている。

米国以外のグローバル投資家もサステナビリティに引き続き注目している。昨年のおよそ半分の期間、グローバルなサステナブル投資への正味資金流入額は、市場全体(サステナブル投資以外)を上回った。その中心は欧州投資家であり、米調査会社モーニングスターのデータによると、サステナブル投資戦略の運用残高の8割以上を占め続けている。その一方でプライベート市場については、米調査会社ピッチブックによるとサステナブル投資(あるいはインパクト投資)資産の大半は米国投資家によるものである。

図表 1 地域別サステナブル投資への資金流入額

単位: 10 億ドル



出所: モーニングスター、UBS、2023 年 9 月

2024年はサステナビリティに対する投資家の注目は続くが、関心の対象がエネルギー転換に留まらずより幅広いテーマに広がりが(詳しくは5頁を参照)、情報の透明性と測定可能な結果がより重視され、サステナビリティおよびそれが投資判断と運用成果の向上にどうつながるかについてより詳細に理解が進むと予想する。

2. 規制枠組み、情報開示および測定: 「サステナブル投資」はどのように進化するか?

サステナブル投資と企業のサステナビリティ情報開示に対する規制当局による指針策定の動きは加速する可能性が高い。

米国では、米証券取引委員会(SEC)による気候変動リスク開示の最終規則の公表が予定されている。これにより米国のすべての大手上場企業は、気候変動リスクが事業に与える財務的影響に加え、自社だけでなくサプライヤーなどによる間接的な温室効果ガス排出量の開示も求められることになる。ラッセル 1000 指数を構成する大手米国企業の 81% 超が、既に何らかの形で気候変動に関する開示を行っているが、SEC 規則の導入により情報開示の調整および標準化がなされる可能性がある。

EU では本年度から大手企業を対象に、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の適用が開始される(報告は 2025 年から)。推計 50,000 社以上の欧州企業に CSRD への遵守が義務付けられるようになる見通しだ。欧州での売上高が 1 億 5,000 万ユーロを超える EU 市場で上場していない企業も対象になる。時価総額換算で MSCI オール・カントリー・ワールド指数の 72%、S&P500 種株価指数の 82% の企業が EU 規則に基づく報告対象になるだろう。2024 年には欧米以外の主要国においても、規制当局が国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)に沿ったサステナビリティ報告要件の統一化を開始し、その多くが 2025 年~2026 年に適用開始されると予想する。図表 2 は現在までに公表された各国の動向をまとめたものである。

図表 2 – ISSB のサステナビリティ報告要件適用予定

| 国 | 状況 | 適用開始予定の年 |
|----------|----|-----------|
| アジア太平洋地域 | | |
| 香港 | ● | 2025 |
| インド | ● | 2024-2025 |
| 日本 | ● | 2025 |
| 中国 | ● | N/A |
| マレーシア | ● | 2025 |
| シンガポール | ● | 2025 |
| 韓国 | ● | 2026 |
| 台湾 | ● | 2026 |
| 中東とアフリカ | | |
| エジプト | ● | N/A |
| クウェート | ● | N/A |
| カタール | ● | N/A |
| サウジアラビア | ● | N/A |
| 南アフリカ | ● | 2024 |
| トルコ | ● | 2024 |
| アラブ首長国連邦 | ● | N/A |
| 中南米 | | |
| アルゼンチン | ● | N/A |
| ブラジル | ● | 2024 |
| チリ | ● | 2024-2025 |
| コロンビア | ● | N/A |
| メキシコ | ● | 2024 |
| パナマ | ● | 2024 |
| ペルー | ● | N/A |
| EU加盟国* | | |

● 採用予定 ● 精査中 ● 状況未公表

*EU 加盟国は企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に準拠しており、その大部分は ISSB の報告要件と内容が重なっている。

出所: UBS CIO、2024 年 1 月 4 日現在

要約すると、情報開示をめぐる流れが加速する公算が大きい。企業は、世界の規制当局による開示要件の最終公表を注視しているが、総じて ISSB の基準に足並みを揃える傾向にある。企業は 2025 年~2026 年の完全実施に備えることを目指して、今年は新たな開示要件に備え、情報開示内容のレビューと改善を始めるだろう。規則の運用が定着するまでには時間がかかるだろうが、規制主導の開示により信頼性が高く比較可能なデータを整備し、サステナブル投資に対する市場の信頼を高めると前向きに捉えている。

サステナブル投資

3. サステナブル債券: 債券市場はここからどう進化するか?

2023年のサステナブル債券発行額は2022年とほぼ同水準で終了し、非金融事業会社、ソブリン(国や政府機関)、国際機関が発行体の大半を占めた。

昨年末の発表によると、世界銀行は2024年に年間調達額の45%(現在の35%から引き上げ)を気候変動関連投資に充てる予定であり、その支出を賄う手段として引き続きサステナブル債券を活用することを示唆した。我々はほかの国際機関も追随すると予想する。

欧州委員会もまた、コロナ禍からの復興基金「次世代EU」の資金確保のために、2024年上期にグリーンボンドを追加発行すると発表した。だが、EU議会選挙を6月に控え、EUがグリーン転換に向けた追加投資を継続できるか疑問視する声が上がっており(4頁を参照)、それがこの先の長期的な発行状況に影響を与えかねない。我々はEUの2大発行国であるフランスとドイツは、現状の発行水準を維持すると予想する。

中国は、国としても企業としても、単体では世界最大のグリーンボンド発行体であり、今年も首位の座を維持するだろう。グリーンボンドは再生可能エネルギーの発電とその供給への取り組みを支えているが、英非営利団体クライメイトボンド・イニシアチブ(CBI)の予想によると、中国の起債は、既存の発電および輸送インフラの脱炭素化を目指す新たな「トランジションボンド」市場へと徐々に軸足が移るだろう。

2024年はサステナブル債券の発行額が引き続き拡大し、2023年と同水準かそれを上回るものと予想する。

国際機関に加えて国(政府、地方自治体、政府機関)による発行も継続されるだろう。資本集約的な民間設備投資のパイプラインは景気減速期に増加ペースが落ちるため、公共セクターの起債が再び企業を上回る可能性がある。金利は直近ピークからは落ちているが、いまだに魅力的な利回り水準と、とりわけ景気減速が鮮明化するシナリオの場合に金利低下がもたらす価格上昇の可能性を踏まえると、高クオリティ債のリスク・リターンは依然として魅力的と考える。標準化、成果の測定、調達資金使途に関するレポーティングが引き続き鍵を握る。ポートフォリオ構築という点から、発行体の分散に留意し、セグメント内での銘柄の選別を勧める。

4. 金利低下: 金利はサステナブル投資環境にどう影響するか?

2024年は、各国中央銀行が利下げに転じると予想する。我々の基本シナリオでは、FRBは5月を皮切りに年内4回の利下げを実施するとみている。

金利上昇は、環境関連技術・サービスを提供する多くの成長企業に重石となっており、バリュエーション(株価評価)は軒並み下落した。このことが、多くのESGテーマ株式のパフォーマンスに重くのしかかった。ESGテーマ株式はグロース株へのエクスポージャーが高く、平均してデュレーションが長いからだ。

さらに、金利見直しに対する市場の不確実性や景気減速観測を背景に事業投資が弱含んだことも、総じてサステナブルテーマ投資に逆風となった。

潜在成長率を下回る経済成長と利下げを伴うソフトランディングを想定する我々の基本シナリオでは、高クオリティ株と小型株に投資妙味があるとみている。ESGリーダー企業は、サステナビリティ関連のリスクの管理と機会の獲得に注力している高クオリティ株が多いため、これに投資することでポートフォリオのクオリティ株の比重を増やすことができる。だが、銘柄選定も引き続き重要だ。ESGリーダー戦略は大企業との相関が高いが、我々は金利低下の恩恵を受けやすい小型株へのポジション傾斜を勧める。企業にESG課題の改善を働きかけるESGエンゲージメント戦略は、改善余地の大きい中小型株への投資が中心となり、こうした中小型株へのエクスポージャーはポートフォリオのESGリーダー企業に対する分散効果を発揮する。

ピッチブックによると、昨年は厳しい金利環境であったにもかかわらず、2007年から2023年第3四半期までにプライベート市場で調達されたインパクト資産の68%が、インフラを含む実物資産だった。有利な規制環境と公共投資政策プログラムに加えて、再生可能エネルギーとエネルギー貯蔵技術への注目も急速に高まっていることから、この資産クラスへの投資は今後も継続すると予想する。

テーマ投資については、産業のあり方の転換を支える長期的なトレンドが続くとみている。金利が低下し、短期的な見通しが改善すれば、サステナビリティ関連分野への事業投資が勢いを取り戻すだろう。当面の悪材料は、引き続き米中関係に関連するリスクである。

サステナブル投資

5. 選挙の行方: 米国とEUの選挙はサステナブル投資に何をもたらすか?

2024年は米国、EU、インド、英国など、世界各地で選挙が相次ぐ。世界の持続可能な開発の強化、EVおよび再生可能エネルギーに補助金の支給、そしてさまざまな社会的課題解決への取り組みに必要な政策と資金の確保も、投票行動を左右する要因となるだろう。

米国の大統領選挙は、今年前半のヘッドラインリスク(ニュースで相場が変動するリスク)の要因になるとみられる。投票日に向けて、政策変更をめぐって徐々に追加情報が明らかになるからだ。政府支出増加に対する懸念がインフレ抑制法(IRA)に影を落としていることから、IRAが政治的争点の1つになる公算が大きい。

IRAそのものの撤回はありえない訳ではないが、全面的な廃止には、共和党が大統領選挙を制し、連邦議会両院でも多数派を占めるといふ完全勝利が必要だろう。しかし、それよりもIRAの一部項目が厳しい精査にさらされるも、やや修正される程度にとどまる可能性の方が高いだろう。例えば、米国消費者がEVを購入する時の税控除がIRAにより適用されたが、税控除の対象となるのは主に北米で組み立てられた車両で、中国企業をはじめとする「懸念される外国の事業体(FEOC)」の車両は規制され控除の対象とならない。だが、リースEVはこの規制要件を回避できるため、FEOC規制を支持する米国政治家は抜け穴だと懸念を表明しており、最終的にリースEVにおいても規制が厳しくなる可能性がある。一方同じIRAの中でも、米国内の製造拠点に対する投資施策などは、超党派の支持を得られる傾向にある。

クリーンエネルギーに対する税控除も、選挙が近づくにつれて議論の対象になり得る。政策議論が繰り広げられる間、IRA全体のコストが幅広く精査される可能性があり、撤回に追い込まれる部分は少ないだろうが、何らかの形でIRAに関連する企業のヘッドラインリスクは高まるだろう。また、IRAにより新たな雇用が創出されているため、政治家は支出計画に対する反対意見と、自身の選挙区にもたらされる経済的恩恵とを天秤にかけ必要がある。よって我々は、IRAの全面的な撤回の可能性は低いとみている。

いずれにせよ、2021年後半に超党派で可決したインフラ投資法案など、その他主要な支出計画への批判は小さいと見込む。重要なインフラセクターは、水資源など重要なサステナビリティ関連テーマでもありており、国家安全保障の観点からも極めて重要だ。そのため、たとえ2024年に支出削減をめぐり議論が白熱したとしても、IRAと比べると支出計画が維持される可能性が高い。

大統領選挙で共和党が勝利した場合、IRAと公共投資だけでなく、規制およびサステナブル投資への資金流入に対しても複合的な影響がもたらされると予想する。気候変動に関する情報の開示やファンドの名称等に対する米証券取引委員会(SEC)の要求は撤回される恐れがある。同じことが、米環境保護局(EPA)が発表した、発電所に対する温室効果ガスの排出規制強化案にも当てはまるだろう。このシナリオでは、「ESG」という言葉自体に厳しい目が注がれ続ける可能性がある。だが、2016~2020年の共和党トランプ政権下で見られたように、マクロ経済環境と運用パフォーマンスが選挙結果よりも大きな原動力となり、強い市場センチメントは継続すると予想する。

今年、最大の注目は米国大統領選挙だが、6月には欧州の何億もの有権者が欧州議会選挙の投票に赴く。EUは世界のサステナビリティとサステナブルファイナンス規制の先頭を走っているが、最近の世論調査によると、欧州全体で反グリーン(環境保護)を唱える保守系の政党と極右政党が優勢だ。サステナビリティの問題には個々の加盟国ではなくEU全体で対応した方がよいという風潮は根強い。

2024年の欧州議会選挙では、移民問題が争点の1つとなる見込みだ。財政面の保守主義が強まっており、解決すべき課題が山積する中で、気候変動対策投資の優先順位が問われるとみられる。EUが「Fit for 55」「リパワーEU」「グリーンディール産業計画」などの政策を撤回する可能性は低いと考えているが、この先政策実行の不確実性が高まる可能性は指摘しておきたい。そうなれば、欧州の環境関連技術・サービスを提供する企業の株式や、欧州の規制炭素市場(欧州排出量取引制度、EU ETS)のパフォーマンスが大きく変動するだろう。

政治的緊張や国家安全保障の観点から、グローバルでは環境対策製品の国内製造が進んでいるため、選挙の年であっても、グリーンテックのサプライチェーンでは今後も設備投資の拡大が続くだろう。国際エネルギー機関(IEA)によると、2030年には「中国本土だけ」で世界のすべての太陽電池モジュール、世界の電解槽の3分の1、世界のEVバッテリーの90%を供給できるようになるにもかかわらずである。

こうした安定的な投資の伸びは歓迎すべき要素だ。だが他方で、長期的には製品の価格や経済的利益に悪影響が生じる可能性がある。

サステナブル投資

6. 2024年に注視すべき投資テーマは何か？

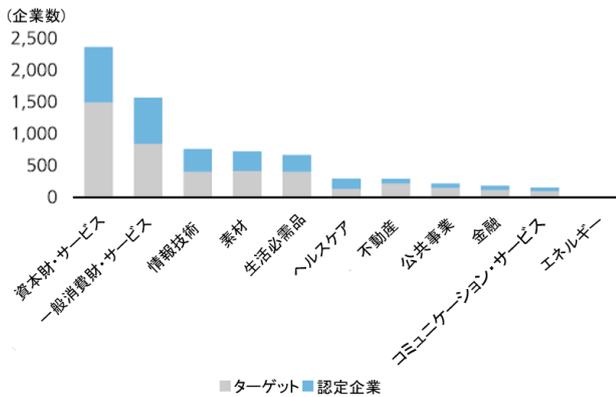
相次ぐ異常気象や政府の脱炭素化政策支援を背景に、気候変動対策の取り組みは一層強化されている。だが、エネルギー転換以外にも魅力的で関連性の高いサステナブル投資機会は存在する。特に、国連が定めた持続可能な開発目標(SDGs)の期限である2030年まで折り返し地点を過ぎた今年は、サステナビリティの観点から、以下の幅広いテーマやアイデアが注目に値すると思われる。

産業の転換

発電は世界で最大の二酸化炭素(CO2)排出セクターだが、CO2総排出量に占める割合は3分の1程度にすぎない。したがって、再生可能エネルギーの急速な普及によって発電部門の脱炭素化は進捗がみえてきたが、その他の産業プロセスやセクターでも、産業のあり方を転換する必要がある。

CO2排出量ネット・ゼロへの道は産業セクターや地域で異なるが、産業の転換を図るための、信頼性と収益性の高い投資手段の幅は広がっている。情報開示の状況が改善した結果シナリオ分析が精緻化し、時間軸、産業セクター、国を横断して一貫したサステナビリティの価値観を形成することが可能になったのだ。またここ数カ月の間に、EU、英国、香港、シンガポールなど複数の規制当局がネット・ゼロへの移行計画のガイドラインを公表しており、これが投資のベストプラクティス(最適な方法)を築くうえでの土台となる。

図表3: 産業セクター別SBT(科学的根拠に基づくCO2削減目標)認定企業数



出所: SBTイニシアチブ、UBS、2024年現在

マクロ的には産業の転換を加速する技術や素材に対して選別的なエクスポージャーを取るようになるだろう。例としては、「エネルギー効率化」、「オートメーションとロボット」などの長期投資テーマが挙げられる。

一方、個別企業が産業のあり方を転換する具体的な過程についてのファンダメンタルズ分析は、グローバル市場や産業構造が転換する中で、対応が遅れている企業、見過ごされている企業、あるいは新たなビジネス機会を生み出す企業を見極めるのに役立つ。

一部産業では、循環型ビジネスモデルの達成が、目標になるだろう。これには、新技術、代替的な販売・流通モデル、あるいは革新的な製品やシステム設計の採用が必要かもしれない。長期投資テーマ「サーキュラー・エコノミー」がこれに該当する。

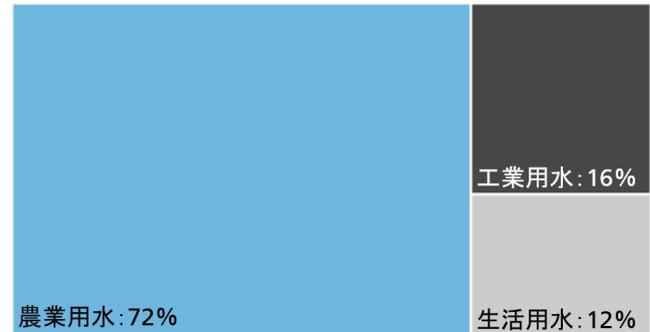
トップダウンのアプローチであれ、ボトムアップのアプローチであれ、産業転換への投資には、銘柄の選別、バランスの取れた定量および定性分析、信頼性維持のための情報の透明性の高さが求められる。

水、食料、農業

我々は「水資源不足」、「農産物収穫量の向上」、「食料革命」など、サステナビリティに関連する長期投資テーマに注目する。これらは、直接的な社会経済的リターンと、生物多様性への負荷削減を通じた間接的なリターンの双方が得られる魅力的な投資機会を提供する。両者は本質的に相互に関連しており、インパクトの大きさは総じて可視化できるため、問題解決手段への投資の機運を高めるとみている。

国連によると、2030年までには淡水の需要量が供給量を40%上回ると予想されている。この需給ギャップはさまざまな悪影響をもたらすが、中でも農業に対する影響が最も深刻だろう。国連食糧農業機関(FAO)によると、世界の取水量の7割以上が農業用水である。その割合が最も高いのが南アジア(90%以上)で、最も低いのが北米(37.5%)である。北米の水利用の約半分は工業用水である。

図表4: 世界の取水量の用途別割合



出所: ourworldindata、国連食糧農業機関(FAO)、UBS、2019年現在

食料生産により水資源不足は悪化しているが、水不足は食料不安のリスク増大につながる。国連によれば、驚くことに2023年の世界の飢餓水準は2005年の水準に後戻りしている。こうした状況下、特に水資源を効率的に利用する技術で農業生産量の増加に貢献できる企業は、持続可能な農作物生産への転換から追い風を受ける可能性がある。

サステナブル投資

気候・水・食料の問題を総合的に解決する技術は、多角化が進んだ大手企業を中心となって手掛けており、専門企業は規模が小さいか、一般投資家ではアクセスが難しい。だが、投資家は、こうした技術を手掛ける企業だけでなく、さまざまなセクターにわたり、生物多様性への負荷軽減といったESG課題の改善を目指すESGエンゲージメント戦略を通じて、これら分野へのエクスポージャーを模索することも可能だ。多様な上場企業を対象に、自然環境に対するプラスのインパクトを目指すには、投資とESGエンゲージメントプロセス全体における透明性と規律が鍵となる。

持続可能なインフラストラクチャー

G20諸国は、SDGs達成のための投資ニーズを考慮しない状態でも、2040年にかけて15兆米ドルのインフラ需給ギャップ(インフラ整備に必要な額と実際に調達できる額の差額)が発生すると予想している。ギャップの大半は都市部の人口が増加しており、基本的ニーズの充足が必要な新興国から生じるとみられるが、これは決して新興国だけの話ではない。米国のインフラ投資ギャップは推計3兆8,000億米ドルで、国内総生産(GDP)の16%に相当する。

インフラ投資は、優先して取り組むべき環境、社会、経済的課題の解決に必要不可欠だ。今後30年間に20億人以上が都市部に流入するとされている(その大半はアフリカとアジア)。また、クライメート・トランジション(気候変動問題への取り組み)も、あらゆる地域で持続可能なインフラストラクチャーの新設や改良を必要とする。

エネルギー・インフラにスポットライトが当たっており、投資ニーズのかなりの部分を占めているが、近年この分野はプライベート資本も非常に潤沢に流入している。対照的に輸送インフラ(特に道路と鉄道)は常に資金不足で、長期投資テーマ「スマートモビリティ」の中では認知度が低い投資分野である(このテーマで焦点を当てるのは自動車メーカーだけではない)。気候変動が深刻さを増すのに伴い、ニーズが高まると予想される適応基金(気候変動の影響を受けやすい新興国を支援するための多国間気候基金)も投資ギャップが大きく、国連は年間の不足額を1,940億~3,660億米ドルと見積もっている。

投資家にとって、インフラ投資はインフレヘッジとしても位置づけられる。高い参入障壁、景気に左右されにくい需要、安定したキャッシュ・フローといった独自の特徴により、ポートフォリオの分散効果が期待できる。

結論として、我々はサステナブル投資市場は2024年も成熟が続くと予想する。世界的な選挙の年で政治問題化しやすいためヘッドラインリスクが大きく、また昨年、サステナブル投資市場で多くの資産やセクターが低迷したことから、懸念も広がっている。だが、投資機会が見いだせる分野もあり、金利低下環境と景気見通しの改善は、幅広いサステナビリティ活動の支援材料になるだろう。プライベート市場は、ポートフォリオの分散効果と同時に、社会および環境へインパクトをもたらす機会も提供する。各種投資手法や資産クラスに分散しながら、ポートフォリオへのサステナブル投資の組み入れを引き続き検討することを勧める。

サステナブル投資

免責事項と開示事項

本レポートは、UBS チーフ・インベストメント・オフィス・グローバル・ウェルス・マネジメント(UBS Switzerland AG またはその関連会社)が作成したりサーチレポートをもとに、UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社(以下、「当社」)が翻訳・編集等を行い、作成したものです。英文の原文と翻訳内容に齟齬がある場合には原文が優先します。本レポートが英文で作成されている場合は、英語での内容をお客様ご自身が十分理解した上でご投資についてはご判断していただきますようお願いいたします。なお、本レポートは、当社のほか、UBS 銀行東京支店を通じて配布されることがあります。

本レポートは情報提供のみを目的としたものであり、投資やその他の特定商品の売買または売買に関する勧誘を意図したものではありません。金融商品取引法に基づいた開示資料ではありません。また、お客様に特有の投資目的、財務状況等を考慮したものではありません。銘柄の選定はお客様ご自身で行って頂くようお願い致します。

本レポートに掲載された情報や意見はすべて当社が信頼できると判断した情報源から入手したものです。その正確性または完全性については、明示・黙示を問わずいかなる表明もしくは保証もいたしません。本レポートに掲載されたすべての情報、意見、価格は、予告なく変更される場合があります。過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。本レポートに記載されている資産クラスや商品には、当社で取り扱っていないものも含まれることがあります。

一部の投資は、その証券の流動性が低いためにすぐには現金化できない可能性があり、そのため投資の価値やリスクの測定が困難な場合があります。先物およびオプション取引はリスクが高いと考えられ、一部の投資はその価値が突然大幅に減少する可能性があり、現金化した場合に損失が生じたり、追加的な支出が必要になったりする場合があります。また、為替レートの変動が投資の価格、価値、収益に悪影響を及ぼす可能性があります。金融商品・銘柄の選定、投資の最終決定は、お客様ご自身のご判断により、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・税務・投資等に関する専門家にご相談の上でのお客様のご判断により、行っていただきますようお願いいたします。また当社では税務、法務等の助言は行いません。

金融商品取引法による業者概要及び手数料・リスク表示

商号等： UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 3233号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

当社における国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.10% (税込)、外国株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.375% (税込) の手数料が必要となります。ただし、金融商品取引所立会内取引以外の取引(店頭取引やトストネット取引等の立会外取引、等)を行う場合には、個別にお客様の同意を得ることによりこれらを超える手数料を適用する場合があります。この場合の手料は、市場状況、取引の内容等に応じて、お客様と当社の間で決定しますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。これらの株式等の売買取引では手数料に消費税が加算されています。外国株式の取引には国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等のお支払いが必要となります。国により手数料、税金等が異なります。株式は、株価の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。不動産投資信託は、組み入れた不動産の価格や収益力などの変化により価格が変動し損失が生じるおそれがあります。

当社において債券(国債、地方債、政府保証債、社債、等)を当社が相手方となりお買い付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

当社における投資信託のお取引には、直接ご負担いただく手数料としてお申込み金額に対して最大 3.3% (税込) の購入時手数料がかかります。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、国内投資信託の場合、換金時の基準価額に対して最大 0.3% の信託財産留保額を、外国投資信託の場合、換金時の一口当たり純資産価格に対して最大 5.0% の買戻手数料をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(国内投資信託の場合、最大 2.20% (税込、年率)。外国投資信託の場合、最大 2.75% (年率)。)のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。上記記載の手料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じるおそれがあります。

サステナブル投資

「UBS 投資一任運用サービス(以下、当サービス)」のお取引には、投資一任契約の運用報酬として、お客様の契約期間中の時価評価額に応じて年率最大 2.20% (税込) をご負担いただきます。その他、投資対象となる投資信託に係る運用管理費用(信託報酬)や諸費用等を間接的にご負担いただきます。また、外国株式の売買その他の取引については、取引毎に現地取引(委託)手数料、外国現地取引所取引手数料および外国現地取引所取引税などの現地手数料等が発生し、これらの金額は個別の取引の決済金額に含まれます。運用報酬以外のこれらの費用等の合計額は運用状況により異なるため、事前にその料率・上限等を示すことができません。当サービスによる運用は投資一任契約に基づく運用を行いますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。これらの運用の損益はすべてお客様に帰属します。

外貨建て有価証券を円貨で受払いされる場合にかかる為替手数料は、主要通貨の場合、当社が定める基準為替レートの 0.5% または 0.5 円のどちらか大きい方を上限とします。非主要通貨の場合には、基準為替レートの 1% を上限とします。

UBS 銀行東京支店が提供する金融商品等に関する留意事項

外貨預金契約に手数料はありません。預入時に他通貨から預け入れる場合、あるいはお受取時に他通貨に交換する場合には、本契約とは別に為替取引を行って頂く必要があり、その際には為替手数料を含んだレートが適用されます。外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取時の外貨金額を円換算すると、当初払い込み外貨金額の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

その他のご留意事項

当社の関係法人である UBS AG および UBS グループ内の他の企業(またはその従業員)は随時、本資料で言及した証券に関してロングまたはショート・ポジションを保有したり、本人または代理人等として取引したりすることがあります。あるいは、本資料で言及した証券の発行体または発行体の関連企業に対し、助言または他のサービスを提供することもあります。

©UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 2024 すべての権利を留保します。事前の許可なく、本資料を転載・複製することはできません。また、いかなる理由であれ、本レポートを第三者に配布・譲渡することを禁止します。UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社は、本レポートの使用または配布により生じた第三者からの賠償請求または訴訟に関して一切責任を負いません。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関および銀行代理業務の業務委託契約に基づく銀行代理業者

商号等: 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 649 号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会